

# おなじ地域のあなただから

**市民後見人ってどんな人？**  
 判断能力が十分でない方に代わり、「市民ならではの視点」や「きめ細かさ」をもって、福祉サービスの契約や財産管理などの法律行為を行なう人です。

**応募要件は？**  
 尼崎市在住や在勤の方！  
 応募要件の詳細はホームページ等をご確認ください。

**資格はいるの？**  
 必要ありません！ 成年後見制度の理解や判断能力が不十分な方に対する理解と福祉活動に熱意のある方向けです。  
 社会貢献してみませんか？



# 尼崎市 市民後見人 大募集

だれもが安心して暮らせる地域をめざして

養成研修の詳細や申込はこちら→  
 (尼崎市成年後見等センターHP)



**年齢** 18歳以上の方

**費用** 無料(テキスト代1,100円は自己負担)

**会場** 尼社協ほっと館  
 (尼崎市南武庫之荘3丁目24-5)  
 ※令和5年4月1日より上記へ移転しております。

**応募方法** 毎年、9月上旬頃 申込受付開始  
 受講申込書を郵送又は持参下さい

ご興味がある方はHPで詳細を確認頂くかお電話ください。

**尼崎市成年後見等支援センター** (平日9時~17時30分)  
 北部Tel. 06-4950-0614 南部Tel. 06-6415-6291  
 (運営: 尼崎市社会福祉協議会)

# 尼崎市市民後見人養成研修について

だれもが地域で安心して暮らせることを目指す地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を権利擁護の観点から支援を行う、「市民後見人」を養成するため、成年後見制度全般についての正しい知識と、関連する諸制度の知識の習得を目的として、「市民後見人養成研修」を開催します。



## 研修申込から活動までの流れ

申込

開催案内などご確認いただき、受講申込書を記入し郵送か窓口にて申込ください。  
※詳細は開催案内をご確認ください。



研修受講

講座 5日間  
体験実習 3日間  
(在宅実習・施設実習)



名簿登録

全て受講し、レポート提出頂いた方が、登録となります。



受任調整

当センターの受任調整会議を経て、市民後見人が適当となれば名簿よりマッチングし、家庭裁判所へ申立てとなります。



活動開始

家庭裁判所より審判が出たら、正式に活動開始となります。

## 研修科目内容

- 成年後見制度概論
- 関連諸制度
  - 年金制度
  - 生活保護制度
  - 介護保険制度
  - 健康保険制度
- 成年後見制度の実務
- 民法
- 家庭裁判所の役割
- 市民後見活動の実際
- 対象者理解  
(認知症、知的障害、精神障害) など

※プログラム内容は変更する場合があります。予めご了承ください。



## ～受講者の声～

判断能力が十分ではない場合であっても、ご本人の意思を確認し尊重することが大事であることを学び、今後様々な活動などにも活かしていくことが出来る。



認知症や障害のある方との関り方や、制度や法律など様々な視点から成年後見制度について学ぶことができ、受講生同士の繋がりが出来ました！

本人宅へ訪問し、ご様子を伺い、お金の支払い対応や関係者と情報共有など行います。



市民後見人活動の様子



養成研修受講者の皆様

福祉関係者や、多岐にわたる職業の方に世代を問わず受講いただいております。